

子どもの遊び場づくり事業「おやこふらっと広場」がスタートします！

満3歳以上の未就学児とその保護者の方を対象にした、親子で参加できる子どもの遊び場づくり事業「おやこふらっと広場」を毎月第4土曜日に開催します。七夕やひな祭りなど、季節行事に使用するものづくりを予定していますので、親子でぜひご参加ください。

日時 ● 1回目：4月24日(出) 午前9時～正午
※2回目以降は毎月第4土曜日に開催します。

会場 ● 美郷町住民活動センター(畑屋字街道東)

事業内容 ● カブトをつくろう！

申込期間 ● 4月15日(休)まで

※月曜日は受付先の休業日となっています。

定員 ● 親子10組(先着順)

このほか、認定こども園でも「おやこふらっと広場」を土曜日に開催します。子育て支援や自由遊びを内容としていますので、こちらもご利用ください。

なお、詳しい日程は「子育て支援の催し(今月号は42ページ)」と一緒に毎月掲載しますので、ご確認ください。

申 NPO法人みさぼーと(美郷町住民活動センター内) ☎0187(84)4922

問 町福祉保健課 福祉班 ☎0187(84)4907

企画財政課

ふるさと美郷応援寄付(ふるさと納税)のお礼の品を募集しています！

ふるさと納税制度による美郷町への寄付促進と地元特産品等のPR・地産外商等との相乗効果を図るため、ふるさと納税を行った方へのお礼の品を提供する町内の事業者を募集しています。

申請先 ● 町企画財政課
※随時受け付けています。

品目数 ● 制限なし

手続方法 ● 初めて応募する事業者

- ① 町企画財政課へ資料請求
 - ② 事業内容等を確認後、各種書類を提出
- すでに承認を受けている協力事業者**
- ① 記念品申込書等の提出

事業者の要件

- ・ 事業所等が美郷町内にある企業、団体または個人事業者であること
- ・ 美郷町商工会員、農業法人、公共的団体(町指定管理者を含む)のいずれかに該当していること
- ・ 税の申告がなされ、かつ、町税の滞納がないこと

お礼の品の要件

次のいずれかに該当するもの

- ・ 町内で生産、加工または製造されているもの
- ・ 町内の原材料を使用しているもの
- ・ 町内で提供されるサービスであるもの

※上記の内容は要件の一部です。

※お礼の品は発送期間が限定される品(期間限定商品)の応募も可能です。

事業者としてのメリット

- ふるさと納税関連のインターネットサイト(ふるさとチョイス、楽天ふるさと納税、JALふるさと納税等)やカタログ等にお礼の品の画像、商品名等が掲載され、全国に向けて商品やサービスのPRができます。
- お礼の品発送時に自社商品等のパンフレットを同封することで、商品の販売促進、販路拡大、PRをすることができます。

町では、ふるさと美郷応援寄付を通して、全国に向けて美郷町の特産品をPRしています！この機会に、町外に住むご家族やご親戚、ご友人などにふるさと美郷応援寄付をご紹介ください。詳しくは、「秋田県美郷町ふるさとチョイス」、「秋田県美郷町楽天ふるさと納税」、「秋田県美郷町JALふるさと納税」で検索！

申・問 町企画財政課 企画財政班 ☎0187(84)4901

「経済センサスー活動調査」を実施します

「経済センサスー活動調査」は、経理項目を重点的に調査し、日本国内のすべての産業分野における事業所・企業の経済活動の状況を全国的かつ地域別に明らかにすることを目的としています。調査書類については、町が任命した調査員が5月中旬以降に訪問して直接配布するか、郵便を使用して配布します。調査員が訪問する場合は、必ず「調査員証」と「従事者用腕章」を身に付け、感染症対策をしたうえで訪問しますので、ご協力をお願いします。

なお、本調査は24時間いつでも回答ができるインターネット回答を推奨しています。感染症予防の観点からもインターネットでの回答をお願いします。

調査期日 ● 6月1日(火)

調査対象 ● 事業所および企業(個人農家、官公署を除く)

調査地区 ● 美郷町全域

回答方法 ● インターネット回答、郵送回答、調査員回収のいずれか

問 町企画財政課 情報統計班 ☎0187(84)4901

営農継続支援事業

農業用機械・施設等導入に町独自の補助金をご活用ください

補助対象者 ● ①認定農業者・認定就農者
②営農を維持・継続する農業者で60歳未満の方

補助対象経費 ● ①稲作関係機械
②畑作関係機械
③施設園芸および果樹用の施設・機械等
※税抜10万円以上の機械や施設等に限り
ます。
※補助対象とする機械や施設の導入基準は、機械等の性能や作業面積に応じて細かく設定していますので、事前に町農政課へお問い合わせください。

補助金額 ● ①補助対象経費(税抜)の6分の1以内の額(上限額:50万円)
②補助対象経費(税抜)の2分の1以内の額(上限額:50万円)

補助対象要件 ● ・過去3年度以内に、国・県・町の補助事業を利用している場合は補助対象外です。
・アタッチメントをはじめとする付属品のみの経費は補助対象外です。
・電気設備が必要な場合は、受電設備以降を補助対象とします。
・補助金交付決定前に導入した場合は補助対象外です。

申込方法 ● 町農政課に備え付けている申込書に必要な事項を記入のうえ、見積書、カタログ、営農計画書(野帳)と一緒に提出してください。
※受付の際に、現在の営農状況の聞き取りや国・県の補助金による導入状況等の確認を行います。

申込期限 ● 4月28日(水)
※期限厳守

機械や施設等の導入後、7年間の営農状況を把握するため営農継続報告書を提出していただきます。
営農期間が7年に満たなかった場合や途中で譲渡、交換、貸し付け、処分等をした場合は、補助金の返還を求めます。

申・問 町農政課 農業振興班 ☎0187(84)4908

狩猟免許を新規に取得する方へ補助金を交付します

町では、有害鳥獣の捕獲に従事する狩猟者を確保し、近年増加している有害鳥獣による被害防止を行うため、新たに狩猟免許を取得する方に対し、その取得に伴う必要経費に対して補助金を交付します。

対象者 ● 町内に住所を有し、町内猟友会への入会および町鳥獣被害対策実施隊員として積極的に有害鳥獣の捕獲等に従事することに同意できる方

補助金額 ● 【第一種銃猟免許・わな猟免許】
免許取得に掛かる経費および猟銃所持許可取得に掛かる経費の3分の2以内の額(上限額:7万円)

申請方法 ● 取得した狩猟免許証の写しや取得に要した経費の領収書等を添えて申請してください。なお、詳細は町農政課までお問い合わせください。

申・問 町農政課 農林整備班 ☎0187(84)4908

緑の募金へのご協力をお願いします

4月15日(木)から5月31日(月)までの期間で、行政区を通じた「家庭募金」と、町内の学校を通じた「学校募金」を行います。皆さまから寄せられた募金は、地域の緑化活動や国内外の森林整備、緑化推進に役立てられます。活動の主旨にご賛同いただける方は、ご協力をお願いします。

※上記の団体募金のほか、個人での募金もできます。手続き等については、秋田県緑化推進委員会へお問い合わせください。同委員会へ個人が直接寄付した金額が2,000円を超えた場合は、税制上の優遇措置を受けることができます。

緑の募金とは

緑の募金は、「緑の募金による森林整備等の推進に関する法律」に基づき、公益社団法人国土緑化推進機構が実施主体となって行う募金活動です。各都道府県単位に設置された緑化推進委員会が年度計画を定めて実施しており、美郷町は秋田県緑化推進委員会の正会員として各行政区の「家庭募金」と町内学校の「学校募金」への協力をお願いします。

問 町農政課 農林整備班 ☎0187(84)4908
公益社団法人秋田県緑化推進委員会 ☎018(883)0815